

昭島市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

トゥエンティ・サーティ
カーボンクォーター2030

の実現に向けて

令和4年3月

昭 島 市

目 次

(頁)

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象範囲.....	2
(1) 対象とする温室効果ガス.....	2
(2) 組織及び施設.....	2
4 計画期間.....	2
第2章 計画策定の背景.....	3
1 計画改定の背景.....	3
(1) 進行しつつある地球温暖化.....	3
(2) 気候変動の影響の深刻化 ～気候危機.....	3
(3) 世界・国・東京都の動向.....	4
2 市の事務事業における温室効果ガス排出量.....	6
(1) 第三次昭島市地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス総排出量.....	6
(2) 温室効果ガス総排出量.....	7
(3) 二酸化炭素 (CO ₂) 排出量及びエネルギー使用量.....	8
(4) 二酸化炭素 (CO ₂) 排出量の多い課・施設.....	10
第3章 計画の目標.....	12
1 削減目標.....	12
(1) 設定の考え方.....	12
(2) 削減目標.....	13
2 カーボンクォーター2030の実現に向けて.....	14
(1) 計画期間中の温室効果ガス総排出量の削減見通し.....	14
(2) カーボンクォーター2030の実現に向けた取組方針.....	16
第4章 取組事項.....	17
1 温室効果ガス排出抑制のための取組事項の体系.....	17
2 “オール昭島”での率先行動.....	18
(1) 省エネ活動の実践.....	18
(2) 3R活動の実践.....	19
(3) 公用車の利用、移動・出張での配慮.....	20
(4) グリーン購入.....	21
(5) 事業の実施における環境配慮.....	21

3	施設・設備の対策の推進	22
(1)	設備・建物の適切な維持管理	22
(2)	施設の新築、改修等における環境配慮	23
4	再生可能エネルギーの利用拡大	23
(1)	公共施設での再生可能エネルギーの積極的な活用	23
第5章 推進体制		25
1	推進体制	25
2	職員の意識啓発等	28
(1)	情報の提供・啓発	28
(2)	教育・研修	28
3	計画の点検・評価・是正処置	28
4	公表	28
資料編		29
(1)	プロジェクトチーム検討会開催経過	29
(2)	昭島市地球温暖化対策庁内推進委員会及び本部の開催経過	29
(3)	庁内パブリックコメントの結果	29
(4)	環境審議会からの意見	29
(5)	プロジェクトチームリスト	29
資料1：前計画と本計画との関係		30
資料2：昭島市地球温暖化対策の庁内推進体制に関する要綱		31
資料3：昭島市地球温暖化対策実行計画の改定までの経過		33
(1)	プロジェクトチーム検討会開催経過	33
(2)	昭島市地球温暖化対策庁内推進委員会及び本部の開催経過	33
(3)	庁内パブリックコメントの結果	34
(4)	環境審議会からの意見	37
(5)	プロジェクトチームリスト	38
用語説明		39

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、事業者としての市役所が、自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に、率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」といいます。）第21条第1項に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むための計画とします。

本計画は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」といいます。）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」といいます。）等の報告にも対応するものとし、本計画の推進にあたっては、昭島市環境マネジメントシステムとの連携を図ります。

令和3年度策定の「昭島市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」といいます。）に掲げた、基本目標3「持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち（昭島市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕）」における、市の率先行動を具体的に進めるための計画にも位置付けます。

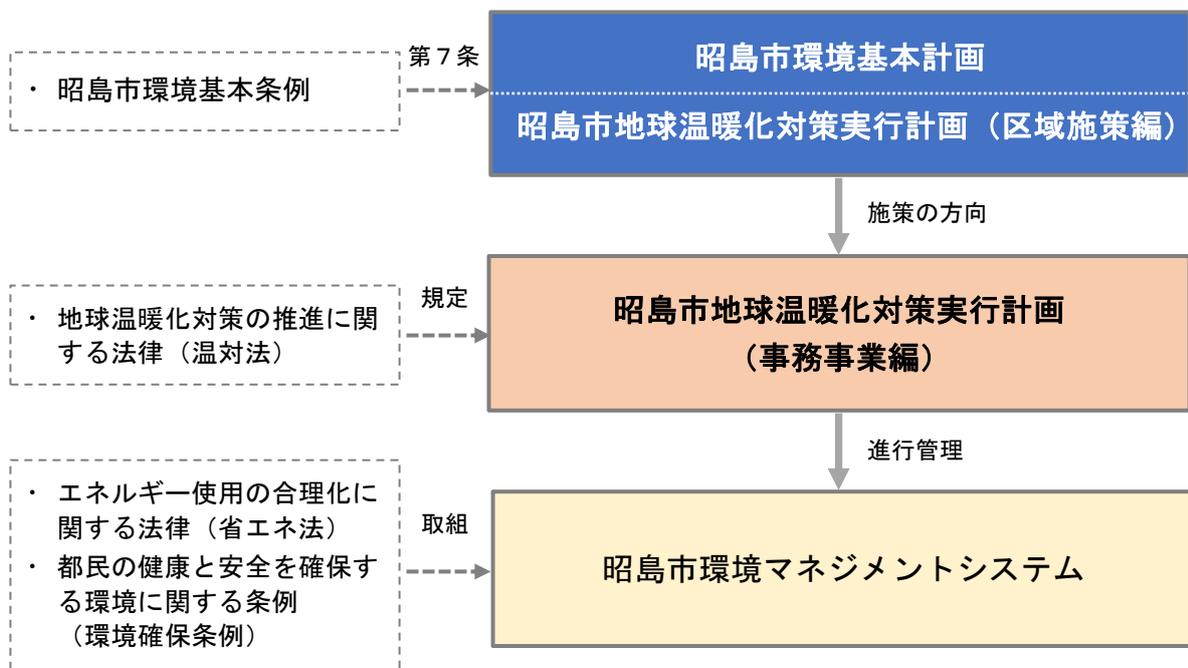


図1-1 計画の位置づけ

3 計画の対象範囲

(1) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項で規定する 7 種類の物質のうち二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) 及びハイドロフルオロカーボン (HFC) とします。

(2) 組織及び施設

本計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関並びに新設の施設を含む、全ての市の組織及び施設等（市を構成する組織が管理〔所有権又は賃借権がある〕している施設・車両）に係る事務事業とします。

指定管理制度等の施設や委託等により実施する事務事業は、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するとともに、省エネ法で報告義務のある施設に係る事務事業については対象範囲とします。

なお、計画期間中の施設等の新設・改廃等による温室効果ガスの排出量の増減も、目標年度における温室効果ガス総排出量に含めます。

4 計画期間

本計画は、平成 25（2013）年度を基準年度とし、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間で計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、5 年後に中間見直しを行うこととします。

なお、本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度に合わせ、平成 25（2013）年度とします。目標年度については、環境基本計画の市域における温室効果ガス排出量の削減目標の目標年度と整合するよう、令和 12（2030）年度に設定します。

年度	平成 25 基準年度	…	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12 目標年度	令和 13
	2013	…	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031

図 1 - 2 計画期間

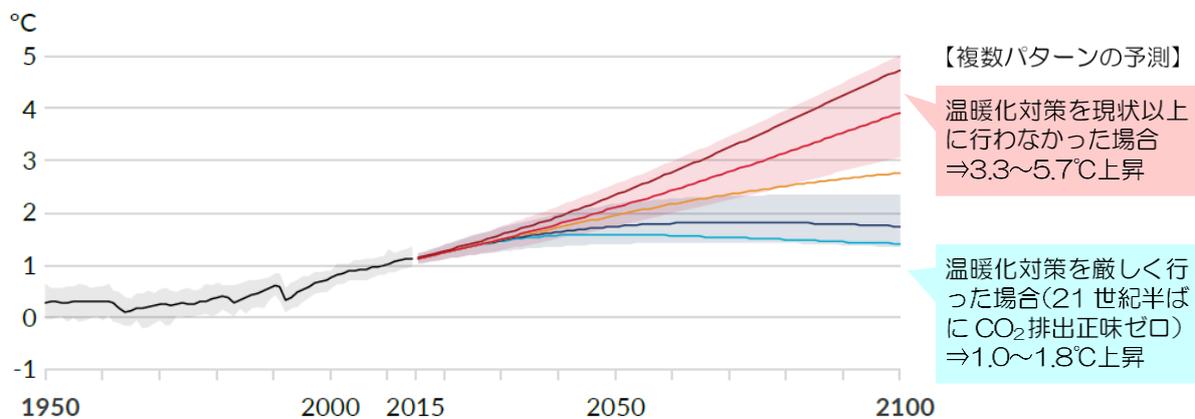
第2章 計画策定の背景

1 計画改定の背景

(1) 進行しつつある地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「第6次評価報告書」（令和3〔2021〕年）によると、平成22（2010）～令和元（2019）年の世界の平均気温は、工業化以前と比べ、約1.09℃上昇しました。

将来の気温の予測は、令和3（2021）年から令和22（2040）年の間に、1.5℃の上昇に達するとの見通しが示されています。また、21世紀末では、最も温暖化が進んだ場合で最大5.7℃の上昇、最も温暖化を抑えた場合でも約1.8℃の上昇と予測されています。



出典：IPCC 第6次評価報告書第1次作業部会報告書（自然科学的根拠）政策決定者向け要約（令和3〔2021〕年8月文部科学省・気象庁・環境省）に加筆

図2-1 世界の平均地上気温の変化（1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化）

(2) 気候変動の影響の深刻化 ～気候危機

地球温暖化によって、さまざまな気候変動が引き起こされており、自然災害や食料不足等、生活への影響のほか、命に関わる被害が発生している地域もあります。世界中で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、寒波といった異常気象により、多数の死者や農作物への甚大な被害が発生し、気候危機とも呼ばれる深刻な状況になっています。

しかし、世界全体で厳しい温室効果ガスの排出抑制や脱炭素社会実現に向けた努力を行ったとしても、今後数十年にわたり地球温暖化が続き、気候変動の影響がさらに深刻化するとされています。

市内でも、既に台風や局地的な豪雨による気象災害が起こっており、気候変動が進むことで浸水被害や土砂災害等の発生リスクが増大する可能性があります。また、気温上昇による熱中症や感染症の発生等、健康へのさまざまな影響が懸念されます。

(3) 世界・国・東京都の動向

① 世界の動向

気候変動をはじめ、生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害等、世界にはさまざまな課題があふれています。それらを解決に導き、持続可能な社会を目指すために世界が合意した目標が、「SDGs」と「パリ協定」です。

平成27(2015)年11～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、「パリ協定」が採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方針が打ち出されました。

② 国の動向

「パリ協定」を受け、平成28(2016)年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量について、中期目標として「2030年度に2013年度比で26.0%削減する」、長期的目標として「2050年までに80%削減を目指す」ことが掲げられました。この中期目標に沿って、地方公共団体の事務事業に該当する「業務その他部門」においては、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で約40%削減することが求められています。

令和2(2020)年10月の菅内閣総理大臣による所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言されました。また、令和3(2021)年4月にオンラインで開催された気候サミット(首脳会議)では、「2050年カーボンニュートラル」の長期目標と総合的で野心的な目標として、「日本は、令和12(2030)年度において温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける。」という決意が表明されました。

令和3(2021)年5月に成立した改正温対法では、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として位置づけ、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等が規定されています(令和4〔2022〕年4月施行予定)。

③ 東京都の動向

令和元(2019)年5月、世界の大都市の責務として、令和32(2050)年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。同年12月にそのためのビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の猛威により世界が未曾有の危機に直面し、気候危機の状況が一層深刻化する中、令和3(2021)年1月に、東京都では、「2050年CO₂排出実質ゼロ」に向けて、令和12(2030)年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとし、令和12(2030)年までに都内の温室効果ガス排出量を50%削減(平成12〔2000〕年比)すること、再生可能エネルギー電力の利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。

令和3(2021)年3月には、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定しました。新たな戦略では、令和12(2030)年までのCO₂排出量の半減の実現には、ビジネス、市民生活、都市づくり等、あらゆる分野の社会経済構造を、脱炭素型に移行する再構築・再設計が必

要であるとし、社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」が提起されています。



出典：「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」（令和3〔2021〕年3月、東京都）

図2-2 2030年に向けた社会変革のビジョン「2030・カーボンハーフスタイル」

東京都は、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減等の取組を一層強化し、「2030年カーボンハーフ」の達成に向け、都民・事業者の取組を牽引していく必要があるとし、令和3（2021）年3月に、全庁的な取組を強力に推進し、都庁における「2030年カーボンハーフ」を目指していく「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定しました。この行動計画では、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大、ZEVの導入推進、使い捨てプラスチック削減、食品ロス削減、フロン対策推進を対象項目としています。

2 市の事務事業における温室効果ガス排出量

(1) 第三次昭島市地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス総排出量

第三次昭島市地球温暖化対策実行計画（以下、「第三次計画」といいます。）では、次のとおり、温室効果ガス排出量削減目標を設定しました。

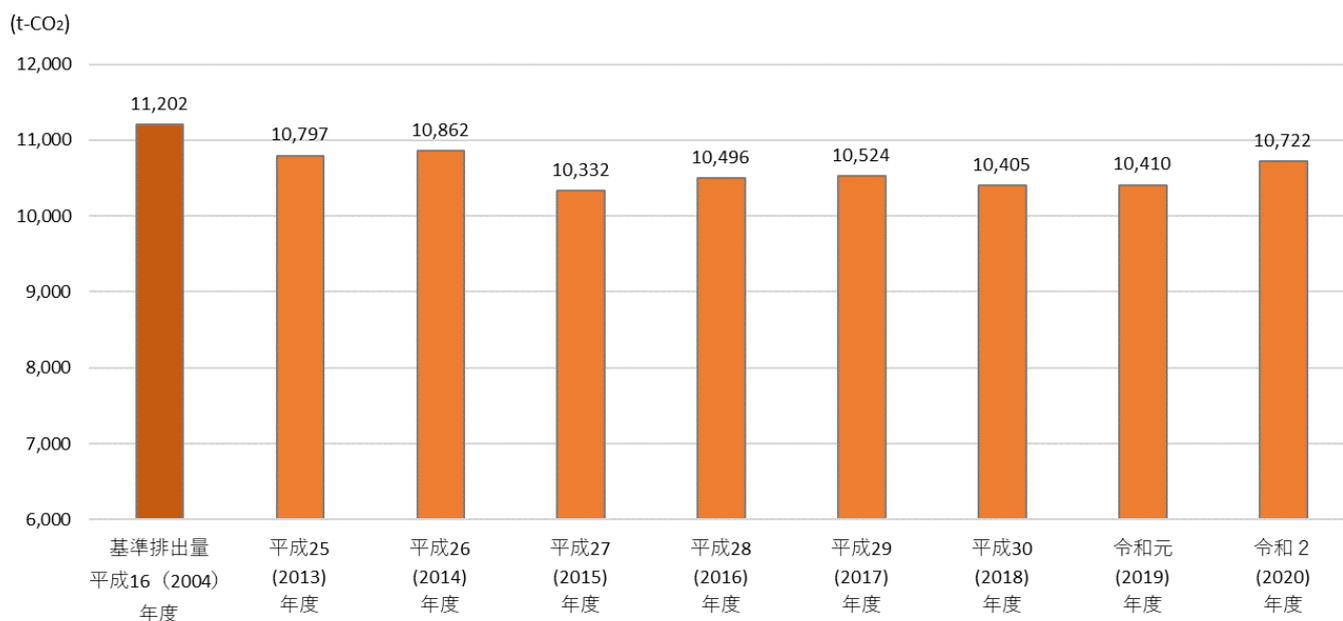
【第三次計画での温室効果ガスの排出量削減目標】

令和3（2021）年度までに市の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算で平成16（2004）年度比の15%削減します。

直近年度（令和2〔2020〕年度）の実績値は、基準年度比-4.3%となっていて、目標達成には至っていません。

表2-1 第三次計画の削減目標と実績値

項目	第三次計画		実績値（直近年度）
	平成16（2004）年度 （基準年度）	令和3（2021）年度 （目標年度）	令和2（2020）年度
排出量（kg-CO ₂ /年）	11,202,406	9,522,045	10,722,400
削減率（基準年度比）	—	-15%	-4.3%



※電気の排出係数は、第三次計画の規定に基づき、各年度とも0.382kg-CO₂/kWhとして算出。

図2-3 第三次計画に基づき算出した温室効果ガス総排出量の推移

(2) 温室効果ガス総排出量

平成25(2013)年度以降の温室効果ガス総排出量について、第三次計画では算定に含めていなかった水道施設(PC配水池及び路上局)、市が管理する各駅の自由通路・昇降機等の電気使用に伴う二酸化炭素(CO₂)排出量及び自動車走行に伴うメタン排出量等を対象に加えるとともに、年度ごとの電気事業者の排出係数を使用して再算定を行いました。

その結果、平成25(2013)年度以降は、平成30(2018)年度に11,537t-CO₂(平成25〔2013〕年度比-17.9%)まで減少しましたが、令和2(2020)年度は、11,589t-CO₂(平成25〔2013〕年度比-17.5%)となりました。

なお、毎年度変動する電気事業者の排出係数の変動の影響を除外し、エネルギー使用量の増減を検証するために算出した参考値では、令和2(2020)年度は、平成25(2013)年度比-8.7%となっています。

表2-2 温室効果ガス総排出量の推移

種別	(t-CO ₂)							
	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
二酸化炭素(CO ₂)	13,959	13,864	13,092	13,003	12,382	11,446	11,981	11,490
メタン(CH ₄)	77	78	72	78	81	77	79	82
一酸化二窒素(N ₂ O)	15	15	13	14	14	13	14	15
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2	2	2	2	2	2	2	2
温室効果ガス総排出量	14,052	13,959	13,179	13,096	12,480	11,537	12,076	11,589
平成25(2013)年度比	0.0%	-0.7%	-6.2%	-6.8%	-11.2%	-17.9%	-14.1%	-17.5%
参考値(※)	—	13,932	13,794	14,187	14,565	13,086	13,459	12,835
平成25(2013)年度比	0.0%	-0.9%	-1.8%	1.0%	3.7%	-6.9%	-4.2%	-8.7%

※ 「参考値」は、基準年度と同じ排出係数を用いて算出した値。

注) 各分類の数値は四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合があります。



※ 「参考値」は、基準年度と同じ排出係数を用いて算出した値。

図2-4 温室効果ガス総排出量の推移

(3) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量及びエネルギー使用量

二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、平成 25 (2013) 年度、令和 2 (2020) 年度ともに電力が最も多く 7～8 割を占め、都市ガスが約 2 割を占めています。

表 2-3 エネルギー種別二酸化炭素 (CO₂) 排出量と排出割合

項目	平成25(2013)年度		令和2(2020)年度		排出量の増減		
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)	
燃料の燃焼	灯油	75	0.5	55	0.5	-20	-26.3
	軽油	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	A重油	99	0.7	0	0.0	-98	-99.7
	液化石油ガス(LPG)	13	0.1	1	0.0	-12	-92.9
	都市ガス	2,758	19.8	2,968	25.8	210	7.6
電気の使用	他人から供給された電気	10,780	77.2	8,269	72.0	-2,511	-23.3
	自動車燃料						
自動車燃料	ガソリン(公用車)	64	0.5	43	0.4	-21	-32.3
	軽油(公用車)	39	0.3	60	0.5	21	54.1
	液化石油ガス(LPG)(公用車)	0	0.0	0	0.0	0	-100.0
	天然ガス(CNG)(公用車)	132	0.9	93	0.8	-39	-29.3
合計	13,959	100.0	11,490	100.0	-2,469	-17.7	

注) 各分類の数値は四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合があります。

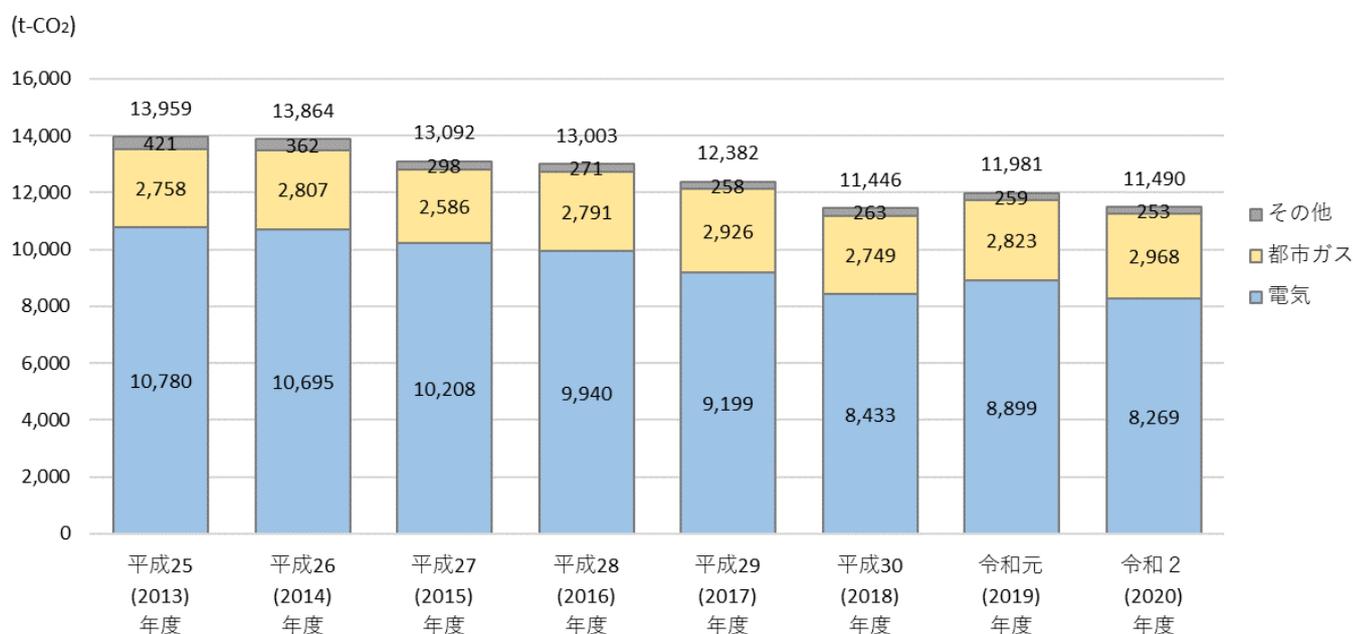


図 2-5 エネルギー種別二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移

エネルギー種別の使用量を見ると、A重油やLPG、灯油が減少した一方で、都市ガスや軽油は増加となりました。電気の使用量は減少（平成25〔2013〕年度比-8.2%）となりました。

表2-4 エネルギー種別の使用量

使用量

項目	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
ガソリン(公用車)(L)	27,458	27,082	26,660	27,014	26,924	26,292	24,696	18,591
灯油(L)	30,120	20,078	25,617	22,752	22,203	21,971	20,359	22,224
軽油(公用車)(L)	14,946	14,817	15,351	14,855	15,253	15,094	16,511	23,054
軽油(L)	27	9	75	102	106	100	97	45
A重油(L)	36,390	25,401	107	121	103	71	74	112
液化石油ガス(LPG)(公用車)(kg)	1	1	1	1	1	2	1	0
天然ガス(CNG)(公用車)(Nm3)	61,142	58,854	55,646	48,533	44,887	48,479	48,477	43,252
液化石油ガス(LPG)(kg)	4,187	4,919	4,016	2,688	1,105	1,137	1,152	284
都市ガス(Nm3)	1,276,974	1,299,690	1,197,351	1,292,203	1,354,399	1,272,879	1,306,844	1,374,259
電気(kWh)	21,783,428	21,585,655	20,935,577	20,719,829	20,754,948	19,873,537	19,739,231	20,001,613

使用量(平成25〔2013〕年度を100とした場合) ※LPG(公用車)を除く

項目	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
ガソリン(公用車)	100.0	98.6	97.1	98.4	98.1	95.8	89.9	67.7
灯油	100.0	66.7	85.0	75.5	73.7	72.9	67.6	73.8
軽油(公用車)	100.0	99.1	102.7	99.4	102.1	101.0	110.5	154.3
軽油	100.0	34.3	273.7	371.9	386.9	365.3	352.9	163.5
A重油	100.0	69.8	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
液化石油ガス(LPG)(公用車)	—	—	—	—	—	—	—	—
天然ガス(CNG)(公用車)	100.0	96.3	91.0	79.4	73.4	79.3	79.3	70.7
液化石油ガス(LPG)	100.0	117.5	95.9	64.2	26.4	27.1	27.5	6.8
都市ガス	100.0	101.8	93.8	101.2	106.1	99.7	102.3	107.6
電気	100.0	99.1	96.1	95.1	95.3	91.2	90.6	91.8

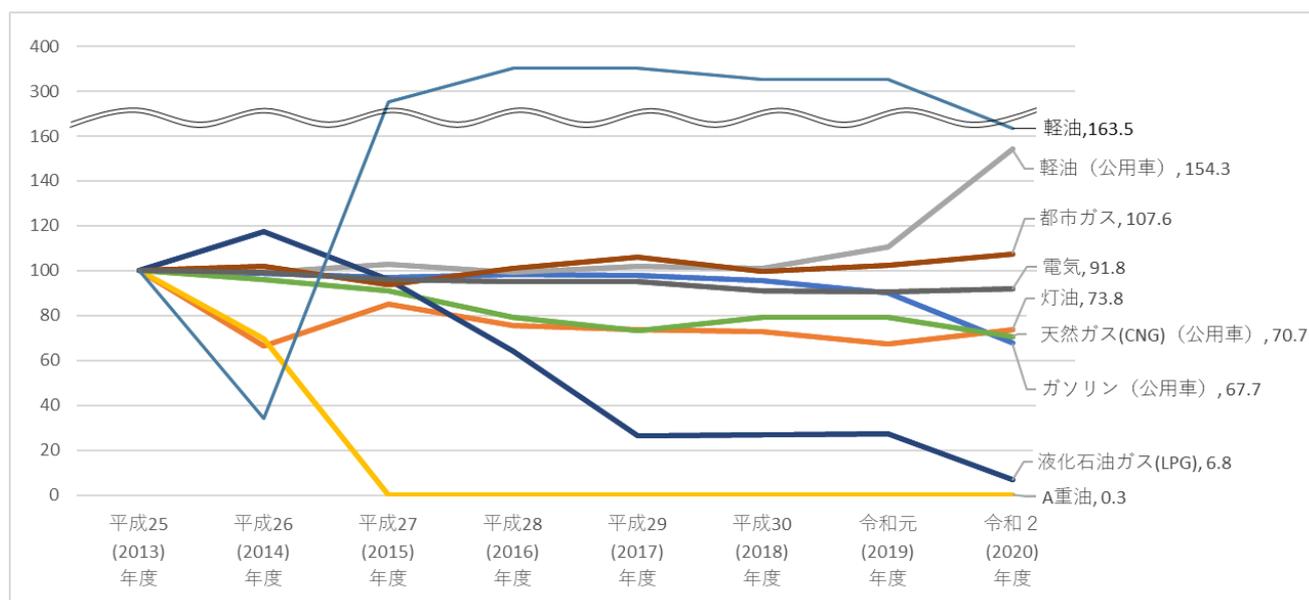


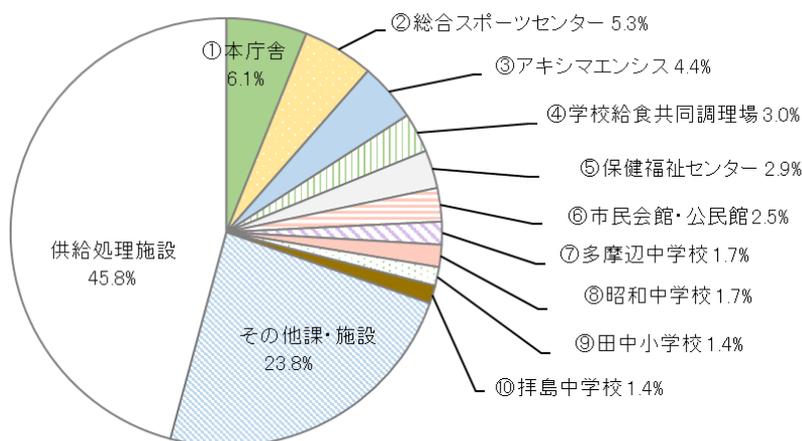
図2-6 エネルギー種別の使用量の推移(平成25〔2013〕年度を100とした場合)

(4) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の多い課・施設

令和2(2020)年度における施設からの二酸化炭素(CO₂)排出量のうち、供給処理施設(清掃センターや環境コミュニケーションセンター、排水ポンプ、配水場、水道水源等)が45.8%を占めています。

供給処理施設以外の施設について見ると、排出量の多い上位10施設からの排出量が3,432t-CO₂で、全施設からの排出量の30.4%を占めています。

施設名	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
①本庁舎	684	6.1%
②総合スポーツセンター	604	5.3%
③アキシマエンシス	498	4.4%
④学校給食共同調理場	336	3.0%
⑤保健福祉センター	326	2.9%
⑥市民会館・公民館	287	2.5%
⑦多摩辺中学校	194	1.7%
⑧昭和中学校	190	1.7%
⑨田中小学校	160	1.4%
⑩拝島中学校	153	1.4%
10施設合計	3,432	30.4%
その他課・施設	2,688	23.8%
供給処理施設	5,174	45.8%
全施設合計	11,294	100.0%



注) 各分類の数値は四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合があります。

図2-7 課・施設における二酸化炭素 (CO₂) 排出量と排出構成比 (令和2〔2020〕年度)

令和2(2020)年度において電力使用量の多い施設等は、本庁舎、アキシマエンシス、保健福祉センター、市民会館・公民館等でした。

令和2(2020)年度において都市ガス使用量の多い施設等は、総合スポーツセンター、学校給食共同調理場、本庁舎、保健福祉センター等でした。

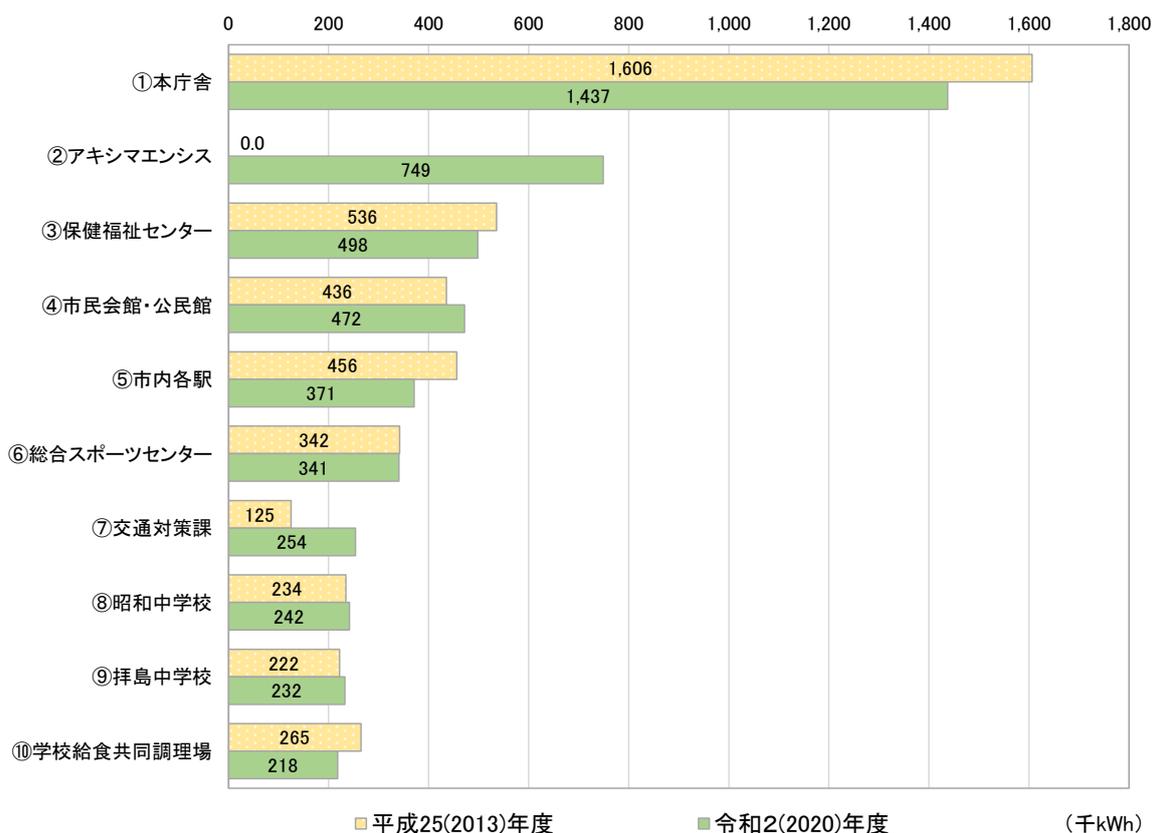


図2-8 電気使用量の多い上位10施設（令和2〔2020〕年度）における使用量の変化

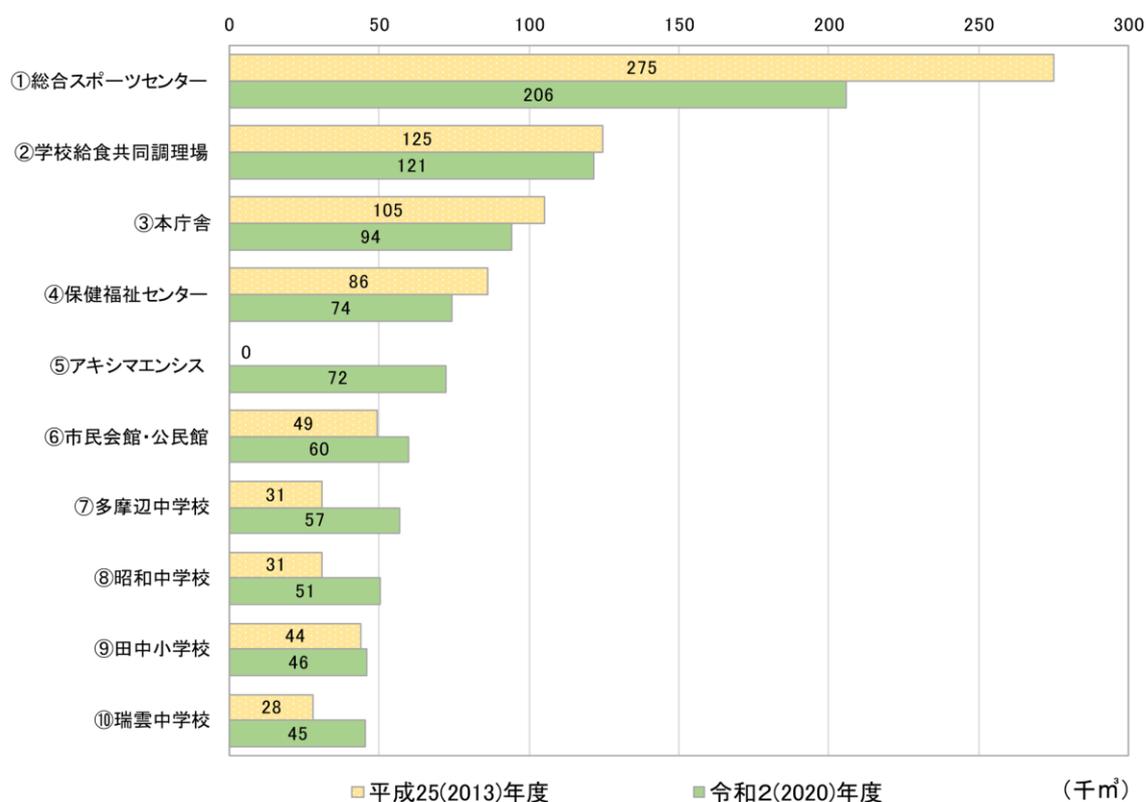


図2-9 都市ガス使用量の多い上位10施設（令和2〔2020〕年度）における使用量の変化

第3章 計画の目標

1 削減目標

(1) 設定の考え方

昭島市では、環境基本計画の基本目標の一つである「持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち」に基づき、脱炭素社会の構築に向けて、「公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進」や「二酸化炭素（CO₂）を排出しない交通に向けた取組の推進」に率先して取り組んでいきます。

環境基本計画では、「2050年二酸化炭素（CO₂）排出実質ゼロ」を目指し、国や都等と連携しながら、市民・事業者・市による対策・施策に積極的に取り組む決意を込め、市域における温室効果ガス削減に係る目標を設定しています。

●環境基本計画：市域における「温室効果ガス削減」に係る目標

令和12（2030）年度の市域の温室効果ガス排出量を50%削減（平成12〔2000〕年度比）します。

この環境基本計画の目標は、国の地球温暖化対策計画の中期目標である「令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を26%削減（平成25〔2013〕年度比）」を上回る水準となります。

本市の事務事業（供給処理施設を除く）については、国の地球温暖化対策計画で規定する「業務その他部門」に該当するため、同部門の削減目安である「令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比40%削減」の達成が求められます。

以上のことから、本計画に掲げる削減目標は、次の考え方に基づいて設定します。

- ① 市の事務事業に伴うCO₂排出量について、市役所が一事業者として市民・事業者の模範となり、脱炭素化に向けて、率先してより困難性の高い目標に取り組むため、市域の温室効果ガス排出量の削減目標を上回る挑戦的な目標を設定します。
- ② 本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度に合わせ、平成25（2013）年度とします。
- ③ 公共施設の新築や改修等の機会をとらえ、省エネ改修等を実施し、建物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を進めることとします。
- ④ 公共施設で使用する電力については、再エネ電力利用割合の増加に努めることとします。

(2) 削減目標

本計画の削減目標は、次のとおりとします。

●温室効果ガス総排出量の削減目標

令和12(2030)年度までに市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を75%削減(平成25〔2013〕年度比)します。(カーボンクォーター2030)

注1) 削減目標の達成状況の評価に当たっては、各年度の温室効果ガス排出量の実績の算出に地球温暖化対策の推進に関する施行令及び電気事業者別の排出係数を使用します。また、再生可能エネルギー100%電気の調達等、再生可能エネルギーの比率の高い電力調達を行った場合、その比率を反映した排出係数を用います。

注2) 計画期間中の施設等の新設・改廃等による温室効果ガスの排出量の増減も、目標年度における温室効果ガス総排出量に含めます。

表3-1 目標と実績値

項目	本計画		実績値(直近年度)
	平成25(2013)年度 (基準年度)	令和12(2030)年度 (目標年度)	令和2(2020)年度
排出量(t-CO ₂ /年)	14,052	3,513	11,589
削減率(基準年度比)	—	-75%	-17.5%
再エネ電力利用率	0%	【利用率目標】 75%	0%

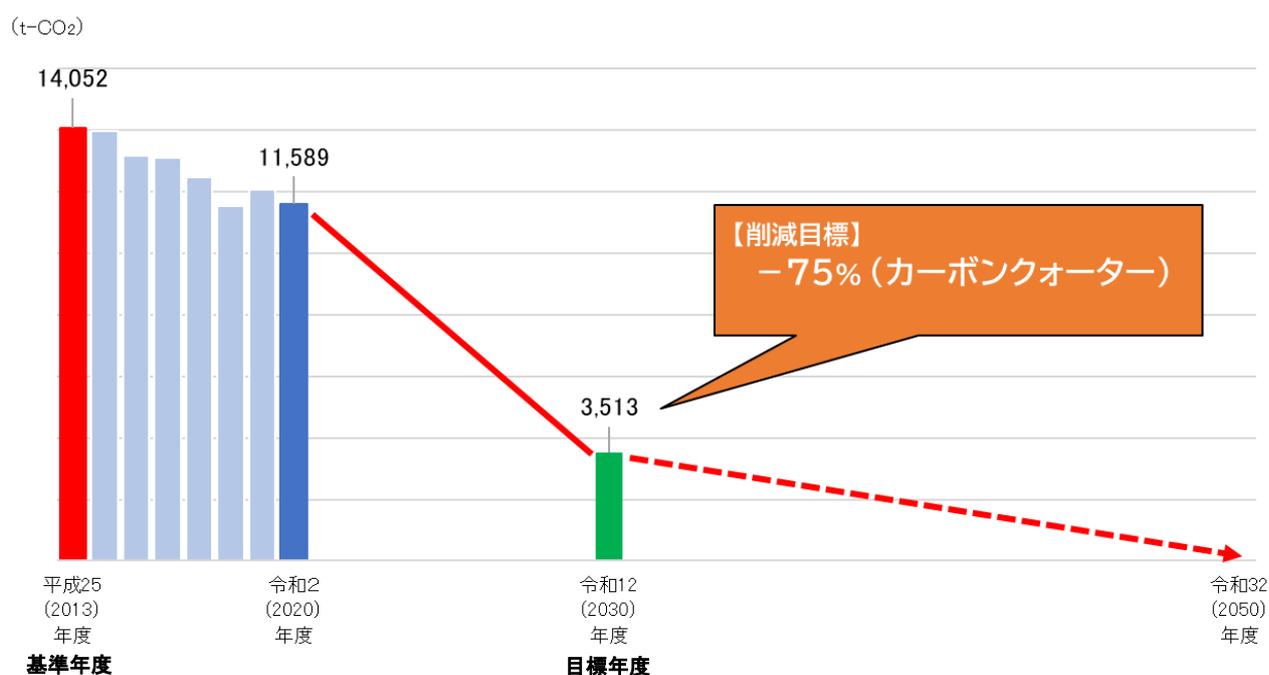


図3-1 事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減に向けた令和32(2050)年度までの推移

2 カーボンフオーター2030の実現に向けて

(1) 計画期間中の温室効果ガス総排出量の削減見通し

① 省エネ改修等による削減見通し

本計画の計画期間内においては、「昭島市公共施設等総合管理計画」(平成29〔2017〕年3月)及び「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画」(令和3〔2021〕年3月。以下、「個別施設計画」といいます。)に基づき、各施設の省エネ設備改修(空調設備、受変電設備、照明設備等)や建替等(廃止・解体、建替、新築・解体工事等)が進む見通しです。

そこで、施設からのCO₂排出量について、令和3(2021)年度以降も令和2(2020)年度の各施設・各燃料種の使用量が横ばいで推移し、CO₂の排出係数は令和2(2020)年度実績値のままと仮定し、個別施設計画に基づく省エネ改修等による削減見込量を試算しました。

表3-2 省エネ設備改修等の内容及びエネルギー削減率

省エネ設備改修等の内容	エネルギー削減率
空調設備改修	電気使用量、都市ガス使用量各10%減
受変電設備改修	電気使用量10%減
空調設備(電気)及び受変電設備改修	電気使用量19%減
照明設備改修	電気使用量20%減
体育館空調設備設置	都市ガス使用量10%増
廃止・解体	エネルギー使用量100%減
建替、新築・解体工事	エネルギー使用量30%減

試算結果によると、個別施設計画の前期計画期間の令和12(2030)年度までに、施設の建替、新築・解体により約108t-CO₂、改修による電気・都市ガス使用量削減により約616t-CO₂で、合わせて約724t-CO₂の二酸化炭素(CO₂)排出量の削減が見込まれます。

表3-3 個別施設計画に基づく省エネ設備改修等による削減見込量

区分	令和2(2020)年度 施設CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	廃止・解体に伴 う削減見込量 (t-CO ₂)	建替、新築・解 体に伴う削減 見込量 (t-CO ₂)	改修に伴う削 減見込量 (電気) (t-CO ₂)	改修に伴う削 減見込量 (都市ガス) (t-CO ₂)	削減見込量 (合計) (t-CO ₂)	令和2(2020)年度 施設CO ₂ 排出量 に対する削減率 (%)
市長部局	7,387	0	7	250	16	273	3.7
市長部局(供給処理施設)	5,174	0	0	0	0	0	0.0
市長部局(供給処理施設以外)	2,213	0	7	250	16	273	12.4
教育委員会部局	3,907	0	101	284	66	450	11.5
合計	11,294	0	108	534	82	724	6.4

注) 各分類の数値は四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合があります。

供給処理施設等(清掃センターやクリーンセンター、排水ポンプ、配水場等)については、本計画の削減目標に沿って、各施設の改修計画等においてエネルギー使用量等の削減を検討していく必要があります。

② 省エネ法の目標達成

省エネ法では、「中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減：過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善していること」が求められています。

本計画の目標年度（令和12〔2030〕年度）までに、令和2（2020）年度の施設からのエネルギー使用量に対し9.6%の削減が必要です。前記①に挙げた取組だけでは省エネ法の目標達成に至らないと見込まれることから、さらに省エネルギー、再生可能エネルギー導入等に取り組んでいくことが不可欠です。

③ 再エネ電力利用割合の増加の必要性

削減目標の達成のためには、前記①のとおり、公共施設の新築や改修等の機会をとらえた省エネ改修等を実施したうえで、なお使用する電力（19,081千kWhの見込み）について、再エネ100%電力の調達や再エネ比率の高い電力調達を行って、再エネ電力利用割合を増加させることが求められます。

本計画の目標年度（令和12〔2030〕年度）において公共施設で使用する電力の排出係数は、平均で0.045kg-CO₂/kWhまで低減させることが必要です。これは、令和12（2030）年度における電力排出係数が令和2（2020）年度実績と同程度（平均0.413 kg-CO₂/kWh）と仮定すると、公共施設のうち約9割で再エネ100%電力に切り替えることに相当します。

(2) カーボンフッター2030の実現に向けた取組方針

① 環境マネジメントシステムにより培った、“オール昭島”での率先行動

職員の一人ひとりの意識や取組姿勢が、職員一丸となった率先行動につながります。

環境基本計画では、「2050年CO₂排出実質ゼロ」に向けて、市による対策・施策に積極的に取り組む決意を含め、基本目標3「持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち」を掲げます。

これまで運用してきた環境マネジメントシステムに基づき、PDCAサイクルを基本に各職場での環境配慮行動を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図っていきます。

② 公共施設の改修等の機会をとらえた省エネ改修等の推進

公共施設の改修や建て替えの機会をとらえ、国等の補助金を活用して施設機能の向上等を図りながら、省エネ型設備の導入や再生可能エネルギー設備の導入、建物の断熱性向上等、環境配慮性能の向上を図ります。

既存の施設・設備については、適切な運用や維持管理を行うことにより、温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

③ 再生可能エネルギーの利用拡大

公共施設での再生可能エネルギーの導入に当たっては、特に、防災・減災機能の強化にも役立てるよう、避難所等において自立・分散型エネルギー設備の導入を進めます。

また、使用する電力については、再生可能エネルギーで賄うことを目指し、電力調達コストの増加を抑制しながら、再生可能エネルギーの利用割合の高い小売電気事業者から供給される電力（低炭素電力、再エネ電力）の調達を進めます。

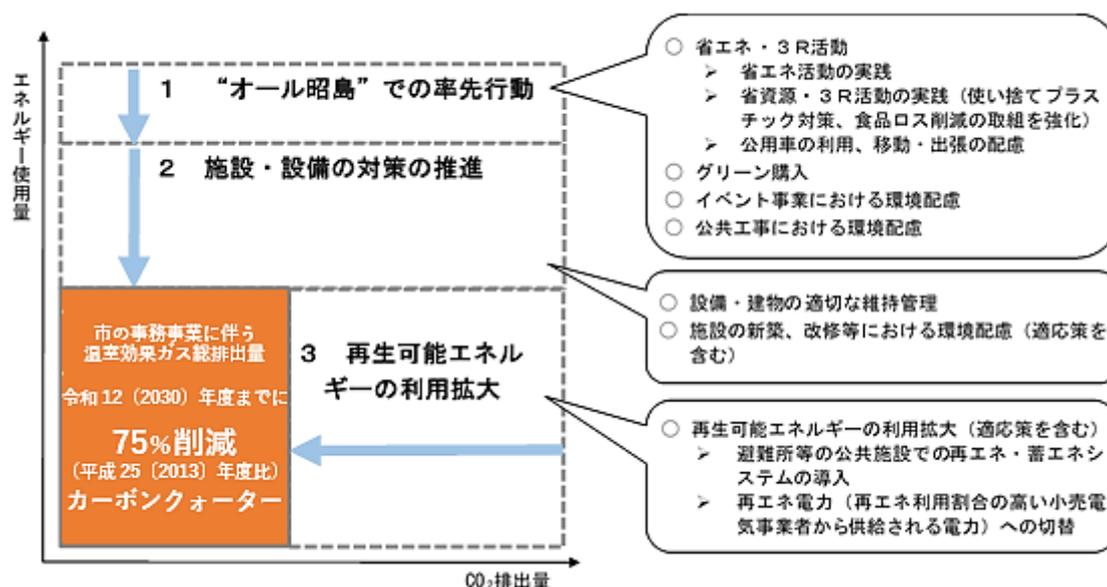


図3-2 取組方針図

第4章 取組事項

1 温室効果ガス排出抑制のための取組事項の体系

取組方針	取組項目	取組事項 (下線：第三次計画からの変更箇所)
1 “オール昭島”での率先行動	(1) 省エネ活動の実践	①空調機器の使用 ②不要な照明の消灯 ③エレベータの使用 ④OA 機器等の使用 ⑤残業の抑制
	(2) 3R活動の実践	①ごみの排出抑制 ②ごみの分別と資源化 ③コピー機及び印刷機の使用 ④ファイリング、封筒の利用 ⑤使い捨てプラスチックの使用抑制 ⑥節水 ⑦食品ロスの削減
	(3) 公用車の利用、移動・出張での配慮	①移動・出張 ②エコドライブの実施
	(4) グリーン購入	①省エネ型のOA 機器等の購入 ②グリーン購入
	(5) 事業の実施における環境配慮	①イベント事業における環境配慮 ②公共工事における環境配慮
2 施設・設備の対策の推進	(1) 設備・建物の適切な維持管理	①エネルギー管理 ②熱源設備 ③空調設備 ④照明設備 ⑤冷媒封入機器 ⑥水道、節水機器 ⑦公用車
	(2) 施設の新築、改修等における環境配慮	①温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入等 ②ヒートアイランド、暑熱対策の導入【適応策】 ③水道、節水機器、雨水利用設備の導入【適応策】 ④公共施設内の緑化
3 再生可能エネルギーの利用拡大	(1) 公共施設での再生可能エネルギーの積極的な活用	①避難所等での再エネ・蓄エネシステムの導入【適応策】 ②再エネ電力への切り替え

2 “オール昭島”での率先行動

(1) 省エネ活動の実践

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
①空調機器の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房の設定温度は、<u>健康面や作業効率を考慮しながら、夏は 28℃、冬は 19℃を目安に保つよう調節します。</u> ・ 冷暖房の運転時間は、原則として執務時間内とします。 ・ 適正な設定温度を維持するため、必要に応じて、夏期は軽装、冬期は重ね着等をして対応します。 ・ 冷暖房の効率を上げるため、ブラインドを適正に使用します。 ・ <u>外気の導入や換気の励行等、新たな感染症への対策を行いながら、室内温度の調整を図ります(本庁舎及び主な公共施設は、十分な換気設備を要しているため、不要な窓の開放をしません)。</u> ・ 冷房の効率を上げるため、緑のカーテンの設置に努めます。 ・ <u>スターオフィスで予約の入力を行った会議室は、使用時間の変更等があった場合、平日時間内は管財係、それ以外は集中監視室に連絡します。また、変更した内容をスターオフィスに入力します。</u>
②不要な照明の消灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間及び時間外(午前 8 時 30 分以前と午後 5 時 15 分以降)には不要な照明を消灯します。<u>廊下・ロビー等、共用部分も、業務に支障のない範囲で消灯します。</u> ・ 終業時に事務室及び事務室に面する廊下の照明を一斉消灯し、再点灯は必要最小限の範囲にとどめます。 ・ <u>各職場の最終退出者は、パソコン、コピー機、プリンタ等の OA 機器の電源が切られていることを確認します。</u> ・ 事務室等で部分的に消灯できる部屋は、事務に支障のない範囲で極力消灯します。 ・ トイレ、会議室、給湯室、更衣室等断続的に使用しない箇所の消灯を徹底します。
③エレベータの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限りエレベータを使用しません。
④OA 機器等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンは、90 分以上使用しない時は、主電源を切ります。 ・ ディスプレイは、業務に支障のない範囲で明るさを下げます。 ・ 福利厚生に伴う電気機器類の使用は、必要最小限の範囲にとどめます。 ・ 勤務のない日が 2 日以上続く場合は、コンセントを抜く等、待機電力の削減に努めます。 ・ 湯沸器、ボイラー、ガスコンロ、作業機械等を無駄なく適正に使用します。
⑤残業の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の効率化を図り、残業を減らします。また、ノー残業デーを徹底します。

(2) 3R活動の実践

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
①ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内で購入したビン・缶は、購入した自動販売機の回収容器に入れます。 ・ 庁舎外で購入した弁当容器や飲料用ビン・缶は購入先に戻すか、持ち帰ります。 ・ 個人購入の雑誌、新聞は自宅に持ち帰ります。 ・ 庁舎内で業者が配布するチラシ等は、必要のない限り受け取りません。 ・ 備品購入の前に、修理等により再度使用可能か、製品の共同利用やレンタルが可能か検討します。 ・ <u>ポスター掲示等を行い、施設利用者等にごみの発生抑制・分別を呼びかけます。</u> ・ <u>マイボトルやエコバッグ、マイ箸を使用してごみの減量に努めます。</u> ・ 色見本や現物カタログ等、返却できる物は業者に返却するよう努めます。 ・ <u>イベント時には、主催者、来場者等にごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、発生したごみの分別・処理方法を明示し、施設利用者等にごみの発生抑制を呼びかけます。</u>
②ごみの分別と資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務から発生したごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令により適正に処理します。なお、本庁舎で発生したごみは、【参考】の「昭島市役所本庁舎 ごみの捨て方について（契約管財課管財係）」の手順により適正に処理します。 ・ リサイクルボックスの設置による用紙類の分別をします。 ・ リサイクルトナーカートリッジの使用を励行し、使用後は回収をします。 ・ 調理や学校給食等での生ごみの減量に努めます。 ・ 使用済みの廃油を回収して、再生利用するよう努めます。 ・ <u>調理くずや廃食用油等を適正に処理し、生ごみは可能な限り堆肥化に努めます。</u> ・ <u>使用済みの小型家電は回収ボックスに入れリサイクルに努めます。</u> ・ <u>個人情報に記載されている年賀状等の使用済みはがきや封筒の拠点回収に努めます。</u> ・ <u>汚れたり破れたりしていない古着・古布等（名前、校章、社章等の個人情報が入っていない制服、作業服を含む）は回収ボックスに入れリサイクルに努めます。</u> ・ <u>インクジェットプリンターカートリッジは回収ボックスに入れリサイクルに努めます。</u>
③コピー機及び印刷機の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機のオールクリア励行等により、ミスコピーを減らします。 ・ 両面印刷（コピー）を徹底し、必要に応じ縮小機能を活用します。 ・ 庁内資料等では、裏面使用済みの用紙（裏紙）を使用します。 ・ 会議は、プレゼンテーション用ソフトの活用に努め、配付資料を減らします。 ・ ペーパーレス化を図るために、内部会議の開催通知等はグループウェアを活用します。 ・ パンフレット等の印刷物は、適正な印刷枚数を心がけます。

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
④ファイリング、封筒の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書は私物化せず、ファイリングシステムにより共有します。 ・ 外部からの会議出席者に対し、資料入れ用封筒は必要な方のみに配付します。 ・ 封筒の再使用に努め、エコ封筒を作製し、利活用を図ります。
⑤使い捨てプラスチックの使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイボトルやマイカップ、エコバッグを使用します。 ・ <u>市が主催する会議やイベント等では、ワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装を使用しないようにします。</u> ・ <u>施設やイベント等の運営委託事業者、指定管理者等に対しても、ワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装をできるだけ使用しないよう、協力を依頼します。</u>
⑥節水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗いや洗車時等に水を流しっぱなしにせず、余分な水を使用しません。
⑦食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食べきれる量を注文したり、商品棚の手前から商品を購入して賞味期限切れ食品の廃棄を減らしたりして、食品ロスの削減に努めます。</u> ・ <u>防災備蓄食品の買い替え時には、賞味期限に余裕を持った買い替えを行い、フードバンクや社会福祉法人等の食品を必要としている団体に配布します。</u>

(3) 公用車の利用、移動・出張での配慮

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
①移動・出張	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張等は、公共交通機関の利用に努めます。 ・ 荷物の運搬を伴わない2km以内の移動は、自転車利用に努めます。 ・ エコ通勤デーを励行します。 ・ <u>出発前に渋滞・交通規制等の道路交通情報を確認し走行ルート of 合理化を図る、相乗りを励行する等、公用車の効率的利用に努めます。</u>
②エコドライブの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップを励行します。 ・ 加減速の少ない運転に努めます。 ・ 不要な荷物を積んだまま走行しません。 ・ タイヤの空気圧調整等の車両整備を徹底します。 ・ カーエアコンを適正な温度に管理します。

(4) グリーン購入

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
①省エネ型の OA 機器等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA 機器の購入にあたっては、国際エネルギースターロゴや PC グリーンラベル、エコマーク対象製品とします。 ・ 電気機器の購入にあたっては、省エネ性マークの製品を購入します。 ・ 自動販売機は、原則として増設せず、更新にあたっては、設置者の協力を得て省エネ対策の自動販売機を設置します。 ・ <u>自動販売機の照明を消灯するよう、設置者に要請します。</u>
②グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等を調達する際には、昭島市グリーン購入指針及びガイドラインに基づき調達します。 ・ 公共工事は、環境物品等（特定品目及び特定調達）使用予定（実績）チェックリストに基づき調達します。 ・ <u>物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。</u> ・ <u>他の職場と事務用品の共有化を図ることで、購入量を必要最小限に抑えます。</u> ・ <u>コピー用紙（カラー用紙を除く）は、グリーン購入法で定められる総合評価値 80 以上のものを購入します。</u> ・ <u>古紙配合率が明確な刊行物に「Rマーク」をつけます。古紙配合率が不明確な刊行物には「古紙パルプを配合した紙を使用しています」等を表示します。</u> ・ <u>購入物品等の納入時は、過剰な包装等を省略するよう業者に伝達します。</u>

(5) 事業の実施における環境配慮

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
①イベント事業における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のイベント等の事業では、カーボン・オフセットを積極的に活用します。 ・ <u>市主催イベント等において飲食を提供する場合は、リユースカップ等の導入に努めます。また、提供する飲食物の量の調整や食べきり推奨の啓発を行います。</u>
②公共工事における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事は、環境負荷低減効果が認められる資材（材料及び機材を含む）、建設機械、目的物、工法等により、<u>工事全体での環境負荷低減を図ります。</u>

3 施設・設備の対策の推進

(1) 設備・建物の適切な維持管理

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
①エネルギー管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>省エネ法に基づき、各公共施設では設備機器ごとに、エネルギーの使用の合理化を図るため、管理標準（管理マニュアル）を作成、運用します。</u> ・ <u>電気等のエネルギーの使用状況を分析し、的確な改善策を講じるために、エネルギーの使用状況を「見える化」します。</u> ・ <u>設備等の運転管理、保守点検、計測・記録等を行い設備機器の運用方法の改善、運転制御や補修・改修の検討を行います。</u> ・ <u>省エネ診断を受診、活用します。</u>
②熱源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>壁面緑化、屋上緑化、打ち水等を行うことで、冷房使用量の削減に努めます。</u> ・ <u>密閉式冷却塔熱交換器のスケールを除去します。</u> ・ <u>冷却水を適正な水質に管理します。</u> ・ <u>冷却塔の充てん剤を清掃します。</u>
③空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>空調機器のフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。</u>
④照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>照度を計測し、点灯しなくても十分な照度を確保できる照明は間引きします。</u> ・ <u>当日の天候を考慮し、窓からの採光により十分な照度が確保できる場合は照明を使用しません。</u> ・ <u>庁舎等の屋外照明は、支障のない範囲で消灯する等、節電に努めます。</u> ・ <u>照明器具の点検を行い、老朽化した物、または点灯しない照明は随時交換します。</u> ・ <u>照明器具を定期的に清掃し、照度の維持、長期的使用に努めます。</u>
⑤冷媒封入機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フロン排出抑制法に規定される第一種特定製品を所管する課は、フロンの漏えいを防止するため、同法に基づく定期点検を実施し点検記録を保管します。また、異常を認めたときは速やかに修理を行います。</u>
⑥水道、節水機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給水栓には、節水コマの取り付け等、節水機能を備えていくことに努めます。</u> ・ <u>啓発のためのシールを蛇口の周辺に添付し、施設利用者等に節水を呼びかけます。</u> ・ <u>漏水のチェックを定期的に行います。</u>
⑦公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池車等の次世代自動車（ZEV）の導入促進に努めます。</u> ・ <u>災害等非常時における給電に電気自動車を活用するため、公用車には外部給電器の導入を検討します。【適応策】</u>

(2) 施設の新築、改修等における環境配慮

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
① 温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備の更新、導入にあたっては、コージェネレーション等のエネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。 ・ 照明、避難誘導灯は、人感センサーや自動照度調節、インバータ制御機器、LED照明等の省エネ型照明機器の導入に努めます。 ・ 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池、燃料電池等のエネルギー機器の導入に努めます。 ・ 公共施設の建設等にあたっては、断熱性能の向上に資する構造に努めます。 ・ 温室効果ガスの排出量の低減に資する素材（再生された素材・再生可能な素材）の選択に努めます。 ・ 自然光を取り入れる工夫の導入に努めます（冬期のトップライトの採用、自然光が入りやすい部屋割り・窓配置、自然光に配慮した照明器具を配置等）。 ・ 業務用空調機器、業務用冷蔵機器及び冷凍機器の新設・更新時等は、ノンフロン機器や低GWP（地球温暖化係数が低い冷媒を使用した）機器の導入に努めます。
② ヒートアイランド、暑熱対策の導入【 <u>適応策</u> 】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の整備にあたっては、ヒートアイランド現象や暑熱の対策、グリーンインフラ設備の導入を検討します（人工排熱の低減や風環境への配慮、クールミスト等）。【<u>適応策</u>】
③ 水道、節水機器、雨水利用設備の導入【 <u>適応策</u> 】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感知式洗浄弁、自動水洗装置の設置に努めます。 ・ 便房室内への流水音発生装置の設置は、適切な配置に努めます。 ・ 雨水を利用できるように雨水利用設備の導入に努めます。【<u>適応策</u>】
④ 公共施設内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草花や樹木を植栽し、公共施設内の緑化に努めます。 ・ 公共施設の植栽は、適正な育成管理に努めます。

4 再生可能エネルギーの利用拡大

(1) 公共施設での再生可能エネルギーの積極的な活用

項目	取組内容 (下線：第三次計画からの変更箇所)
① 避難所等での再エネ・蓄エネシステムの導入【 <u>適応策</u> 】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等の公共施設においては、防災・減災と低炭素化の同時実現のために太陽光発電や蓄電池、燃料電池等の再エネ・蓄エネシステム（自立・分散型エネルギー設備）の導入に努めます。【<u>適応策</u>】
② 再エネ電力への切り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネ利用割合の高い小売電気事業者から供給される電力（低炭素電力、再エネ電力）を優先して購入する仕組みの導入を検討します。

【参考】

昭島市役所本庁舎 ごみの捨て方について

契約管財課管財係

平成31年度より、本庁舎から排出するごみを運搬・処分する際に**ごみの量に応じて費用が発生**することになりました。いままでの排出物は全て「一般ごみ」として処分していましたが、これからは「産業廃棄物」等の取り扱いとなるため、捨て方のルールを変更します。ごみの排出抑制とリサイクルの一層の推進のため、ルールを厳守するようお願いいたします。

ルール

- ① **業務以外で出たごみは、本庁舎で排出しない**
→コンビニなどで購入したお弁当やカップラーメンの空き容器は、購入したお店の回収箱へ返却してください。
- ② **本庁舎以外で行った業務・イベント等で発生したごみは、本庁舎に持ち帰らない**
→排出量の大小に係らず、一切の持ち込みを禁止します。各課で責任を持って処分してください。
→イベント等でお弁当やペットボトルを大量に注文した場合、購入したお店に回収を依頼してください。
- ③ **本庁舎以外の施設から、ごみを持ち込まない**
→それぞれの施設での処分が原則です。本庁舎に持ち込まないでください。
- ④ **排出する前に、しっかり分別する**（特に**燃やすごみ**と**紙類**の分別をお願いします！）
→下記の一覧表を参照してください。

※注意※ 昭島市の家庭ごみの分別ルールとは異なります

燃やすごみ → 各階共用部のごみ箱等へ

- ・使用済ティッシュ、油とり紙などの汚れた紙
- ・窓付き封筒（窓部分が取り除けないもの）
- ・写真、ビニール加工紙、防水加工された紙
- ・宅配便の複写式伝票等の裏カーボン紙・ノーカーボン紙
- ・鉛筆の削りかす、消しゴムのかす
- ・絆創膏など、衛生上焼却が必要なもの

廃プラスチック類 → 各階共用部のごみ箱等へ

- ・発砲スチロール、ビニール袋
- ・クリアファイル、**CD、DVD** 変更
- ・使用済文房具のプラスチック部分
（ボールペン等は金属部分を外してから排出）
- ・お菓子の包装（食べかすを軽くはたいて）
- ・その他、プラスチック製品
（**汚れているプラスチック製品**も含まれます） 変更

燃やさないごみ → 地下の専用段ボールへ クリップ、ガチャックの玉は再利用をお願いします

<p>○金属類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイルやインダーの金属部分 ・使用済文房具の金属部分 ・刃物類 	<p>○ガラス、陶磁器類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビン 	<p>○ゴムくす類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋、ゴム長靴など ・塩化ビニール製のもの
---	--	---

資源ごみ → 地下の専用段ボールへ

- ・缶
- ・ペットボトル
（フタ、パッケージは外してプラスチック）

※庁内の自販機で購入したものは、**購入した自販機の横の回収ケース**に捨ててください。

有害ごみ → 地下の専用バケツへ

- ・蛍光管、乾電池、水銀体温計などの有害物
- ・ライターなどの危険物

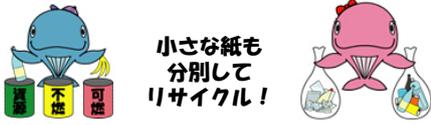
紙類 → 地下の専用置き場へ 大量の本、雑誌等を排出する場合には、管財係まで連絡してください

<p>○雑紙（薄いもの） ※茶紙を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミスコピー、裏紙利用後のコピー用紙 ・封筒 ・チラシ <p style="text-align: right;">→ 麻袋</p>	<p>○茶紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶封筒 ・包み紙など茶色の袋 <p style="text-align: right;">→ 専用段ボール</p>
<p>○雑紙（厚いもの） ※茶紙を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（金属部分を外した）カレンダー ・厚紙 <p style="text-align: right;">→ プラスチックケース</p>	<p>○段ボール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きいもの ・切れ端 <p style="text-align: right;">→ それぞれの専用置き場</p>
<p>○雑誌、まとめてある古紙</p> <p style="text-align: right;">→ 専用置き場</p>	<p>○新聞紙</p> <p style="text-align: right;">→ 台の上</p>
<p>○飲料の紙パック</p> <p style="text-align: right;">→ 中をよくすすぎ、乾かしてから開いて専用バケツへ</p>	
<p>○シュレッダーで裁断した後の紙ごみ</p> <p style="text-align: right;">→ ビニール袋に入れ、袋ごと専用段ボールへ</p>	

個人情報を含むものは
（詳細は情報推進課へ）
機密文書専用の廃棄場所

その他 → 1階の各専用ボックスへ

- ・汚れたり破れたりしていない古着、古布等
- ・使用済インクカートリッジ
- ※**社章や個人名が入った作業着、制服を除く**
- ・小型家電



第5章 推進体制

1 推進体制

本計画を効果的に推進していくためには、計画（Plan）、実行及び運用（Do）、点検（Check）、見直し（Act）によって継続的な改善を図りながら取り組んでいく必要があります。

本市においては、本庁舎と水道部を対象とした昭島市環境マネジメントシステム（以下、「EMS」といいます。）が、平成 15（2003）年 9 月に ISO14001 に適合したものととして認証されました。今後も引き続き PDCA サイクルによる継続的改善を図っていくことから、本計画においても、EMS に準拠して運用を行っていきます。

本計画の推進体制は、図 5-1 及び表 5-1 のとおり、EMS 推進体制に準拠した昭島市地球温暖化対策庁内推進（以下、「庁内推進」といいます。）体制とします。

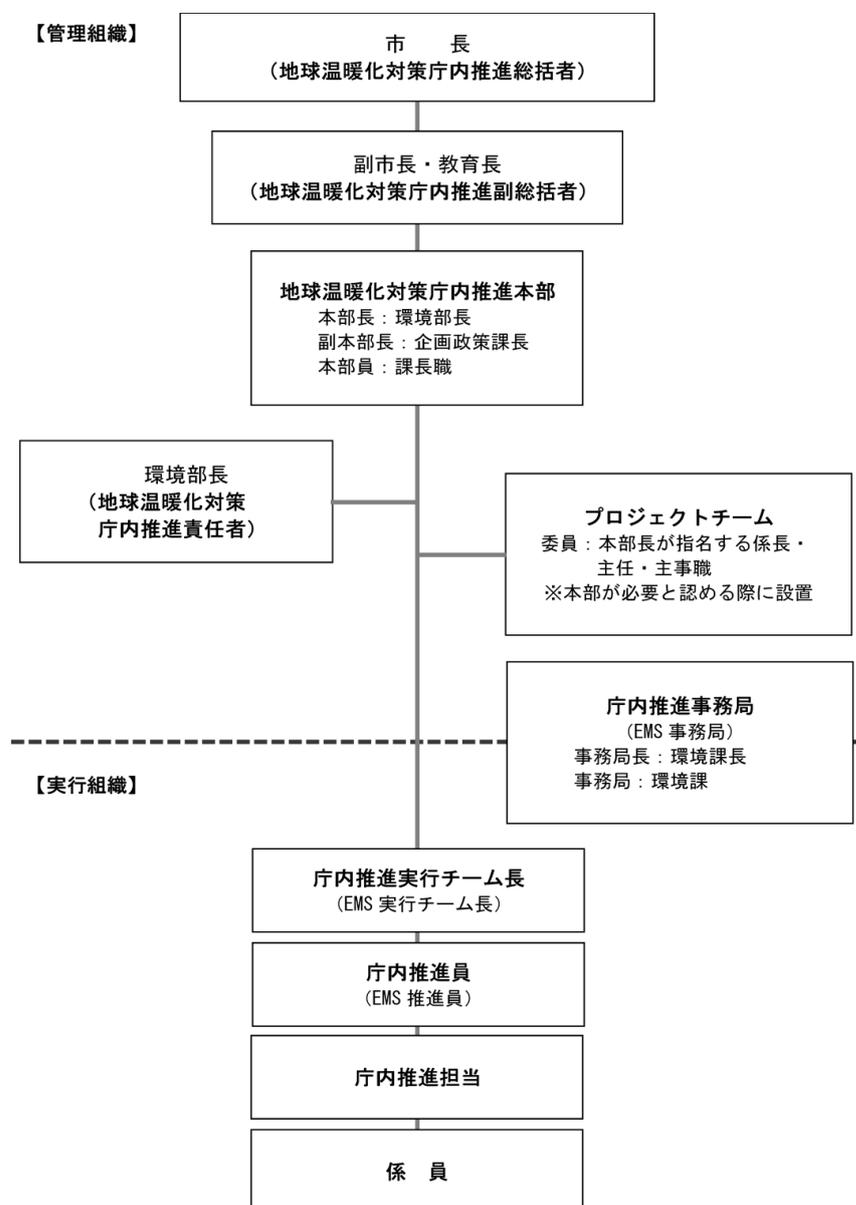


図 5-1 昭島市地球温暖化対策庁内推進体制

表5-1 庁内推進体制【管理組織】の役割分担一覧表

役職	担当等	役割
庁内推進総括者	市長（EMS 総括者）	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の決定 本計画の見直しが生じた場合、庁内推進責任者に指示 庁内推進本部から報告された本計画の改定を決定
庁内推進副総括者	副市長・教育長（EMS 副総括者）	<ul style="list-style-type: none"> 庁内推進総括者の補佐 庁内推進総括者に事故があるとき、または庁内推進総括者が欠けたときは、副市長及び教育長の順序によりその職務を代理
庁内推進本部	本部長：環境部長、副本部長：企画政策課長、本部員：課長職	<ul style="list-style-type: none"> 庁内推進責任者から付議された本計画の基本的事項及び目標並びに推進体制を審議 本計画の改定について庁内推進総括者、庁内推進副総括者に報告
庁内推進責任者	環境部長（EMS 責任者）	<ul style="list-style-type: none"> 本計画が適正に実行されるよう庁内推進事務局や庁内推進実行チーム長からの情報提供を加味しながら維持管理を推進 本計画の運営状況及び内部監査報告の結果を庁内推進副総括者、庁内推進総括者に報告 庁内推進実行チーム長から報告された EMS の是正予防処置報告書を精査し、不具合があれば庁内推進実行チーム長に是正処置を指示 プロジェクトチームの検討結果を精査した後、庁内推進本部に付議 本計画に係る研修を計画・実施
プロジェクトチーム	本部長が指名する委員（係長、主任・主事職）適宜にプロジェクトチームを設置	<ul style="list-style-type: none"> 本部長から指示のあった事項について検討し、本部長に報告

表5-2 庁内推進体制【実行組織】の役割分担一覧表

役 職	担当等	役 割
庁内推進実行チーム長	部長職（EMS 実行チーム長 及び出先機関の各部長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画が適切に運用されるよう指揮 ・ 庁内推進員から報告された EMS の環境情報連絡票に承認 ・ 庁内推進員から報告された EMS の是正予防処置報告書を承認し、庁内推進責任者に報告
庁内推進員	課長職（EMS 推進員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画が適切に運用されるよう周知 ・ 「温室効果ガス算定用入力シート」において、本計画の実施状況を点検・把握し、各課で使用している施設燃料及び庁用車燃料の使用に関して、上半期、下半期及び年度評価を行い、庁内推進事務局に報告
庁内推進担当	係長職又は職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内推進員を補佐 ・ 「温室効果ガス算定用入力シート」において、本計画の実施状況を点検・把握し、各課で使用している施設燃料及び庁用車燃料の使用量を庁内推進員に報告 ・ 異動職員へ課内の庁内推進活動を指導
係員		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の事項を理解し実践する。 （ア）本計画の基本的事項及び目標 （イ）自らの庁内推進における役割、該当する事務事業の環境影響、環境改善活動に取り組む意義
庁内推進事務局	環境担当課に設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ EMS 推進体制に準拠し事務的補佐役として、事務連絡、調整、記録の管理を実施 ・ 庁内推進責任者の指示により必要な事務等を実施 ・ 庁内推進責任者に本計画の見直し資料、庁内公表資料、各課報告・改善資料を提出 ・ 職員へ本計画の情報及び環境情報を発信 ・ 本計画の周知、掲出、回収を実施 ・ 総務部職員課とともに、本計画の研修の実施における必要な措置を実施 ・ 利害関係者からの本計画に関する問い合わせ及び申し入れ等を受け付け、庁内推進責任者に報告

2 職員の意識啓発等

(1) 情報の提供・啓発

EMS と連動して、情報の提供・啓発を行っていきます。

全職員に対し、庁内 LAN での EMS 通信の配付等により、本計画の取組や進捗状況のほか、地球温暖化に関する情報を提供し、周知徹底を図ります。

また、各職場からの提案や効果的な取組事例を共有し、職員の自主的な地球温暖化対策の活動を推進します。

(2) 教育・研修

EMS において実施する研修において、気候変動の影響や地球温暖化対策の必要性、取組事例等についても学ぶ内容を含めます。

3 計画の点検・評価・是正処置

本計画で設定した目標については、EMS の点検及び是正処置に連動させて、定期的なチェックや監視・評価を行うとともに、目標を逸脱した場合、または逸脱する恐れがある場合は、是正及び予防処置を行っていきます。

4 公表

温対法第 21 条第 10 項に基づき、本計画の進捗状況や温室効果ガスの排出量等については、「昭島市の環境」や「広報あきしま」、ホームページ等で公表します。

資料編

資料 1 : 前計画と本計画との関係

資料 2 : 昭島市地球温暖化対策の庁内推進体制に関する要綱

資料 3 : 昭島市地球温暖化対策実行計画の改定までの経過

- (1) プロジェクトチーム検討会開催経過
- (2) 昭島市地球温暖化対策庁内推進委員会及び本部の開催経過
- (3) 庁内パブリックコメントの結果
- (4) 環境審議会からの意見
- (5) プロジェクトチームリスト

用語説明

資料 1 : 前計画と本計画との関係

平成 25 (2013) 年 3 月に策定した前計画「第三次昭島市地球温暖化対策実行計画」と本計画との関係及び概要を示します。

	前 計 画 (第三次昭島市地球温暖化対策実行計画)	本 計 画 (昭島市地球温暖化対策実行計画)
基準年度	平成 16 (2004) 年度	平成 25 (2013) 年度
目標年度	平成 33 (2021) 年度 (令和 3 [2021] 年度)	令和 12 (2030) 年度
計画期間	平成 25 (2013) 年度～平成 33 (2021) 年度 : 9 年間	令和 4 (2022) 年度～令和 13 (2031) 年度 : 10 年間
目標値	平成 16 (2004) 年度比で 15%減	平成 25 (2013) 年度比で 75%減
計画の対象 範囲 (温室 効果ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素 (CO₂) ・ メタン (CH₄) ・ 一酸化二窒素 (N₂O) ・ ハイドロフルオロカーボン (HFC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素 (CO₂) ・ メタン (CH₄) ・ 一酸化二窒素 (N₂O) ・ ハイドロフルオロカーボン (HFC)
計画の対象 範囲 (組織 及び施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎及び出先機関並びに新設の施設を含む、全ての市の組織及び施設等に係る事務事業 ・ 委託等により実施する事務事業は、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎及び出先機関を含めた全ての組織及び施設等に係る事務事業 ・ 指定管理制度等の施設や委託等により実施する事務事業は、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請
使用した排 出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成 22 年 3 月 3 日 一部改正) の排出係数 ・ 電気の排出係数は、上記に加え、基準年度の 0.382kg-CO₂/kWh も使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条 (令和元年 12 月 13 日 一部改正) の排出係数 ・ 電気の排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣の告示により基礎係数を使用

資料2：昭島市地球温暖化対策の庁内推進体制に関する要綱

○昭島市地球温暖化対策の庁内推進体制に関する要綱

平成14年5月16日実施

改正

平成27年4月1日要綱第28号
平成30年4月1日要綱第23号
令和2年4月16日要綱第27号
令和3年6月1日要綱第56号

昭島市地球温暖化対策の庁内推進体制に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭島市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための庁内体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地球温暖化対策庁内推進総括者等)

第2条 庁内における地球温暖化対策を総合的に実施するため、地球温暖化対策庁内推進総括者（以下「庁内推進総括者」という。）を置き、市長をもって充てる。

2 庁内推進総括者を補佐するため、地球温暖化対策庁内推進副総括者（以下「庁内推進副総括者」という。）を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

3 庁内推進副総括者は、庁内推進総括者に事故があるとき、又は庁内推進総括者が欠けたときは、副市長及び教育長の順序によりその職務を代理する。

(地球温暖化対策庁内推進責任者)

第3条 庁内における地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策庁内推進責任者（以下「庁内推進責任者」という。）を置き、環境部長をもって充てる。

(本部の設置)

第4条 地球温暖化対策実行計画の策定及び推進に関して必要な事項を審議するため、地球温暖化対策庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、審議した結果を庁内推進総括者及び庁内推進副総括者に報告する。

(本部の組織)

第5条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は環境部長を、副本部長は企画部企画政策課長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第6条 本部長は、本部を総理し、本部の会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第7条 本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクトチームの設置)

第8条 本部の下に次に掲げるプロジェクトチームを置き、職員のうちから本部長が指名する委員をもって組織する。

(1) プログラム策定プロジェクトチーム 4人以内

(2) 計画書策定プロジェクトチーム 9人以内

2 プロジェクトチームは、それぞれ次に掲げる事項を検討し、その経過及び結果を本部長が定める期日までに本部に報告するものとする。

(1) プログラム策定プロジェクトチーム

ア 各課の電気、施設燃料及び庁用車の使用量の集計システムの見直し

イ 二酸化炭素排出量への換算方法

(2) 計画書策定プロジェクトチーム

ア 温室効果ガスの削減目標の見直し

イ 地球温暖化対策実行計画の推進に当たっての昭島市環境マネジメントシステムの活用方法

(地球温暖化対策推進員の設置)

第9条 本部の下に地球温暖化対策推進員(以下「推進員」という。)を置き、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の内容を職員に周知徹底すること。
- (2) 地球温暖化対策実行計画の進捗状況を点検及び把握して本部に報告すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する職員の意見、要望その他の情報を本部に報告すること。

2 推進員は、課長相当職にある者をもって充てる。

(庶務)

第10条 本部及び推進員に関する庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地球温暖化対策の庁内推進体制及びその運営について必要な事項は、本部に諮って本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。
- 2 昭島市庁内エコプラン推進委員会要綱は、廃止する。
- 3 昭島市庁内地球温暖化対策推進委員会要綱は、廃止する。

附 則 (平成14年7月25日)

この要綱は、平成14年7月25日から実施する。

附 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年3月13日)

この要綱は、平成18年3月13日から実施する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年4月1日要綱第28号)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年4月1日要綱第23号)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年4月16日要綱第27号)

この要綱は、令和2年4月16日から実施する。

附 則 (令和3年6月1日要綱第56号)

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

別表 (第5条関係)

1	総務部契約管財課長
2	市民部市民課長
3	保健福祉部福祉総務課長
4	子ども家庭部子ども子育て支援課長
5	環境部ごみ対策課長
6	環境部清掃センター長
7	都市整備部管理課長
8	都市計画部都市計画課長
9	水道部業務課長
10	学校教育部庶務課長
11	生涯学習部社会教育課長
12	議会事務局次長

資料3：昭島市地球温暖化対策実行計画の改定までの経過

(1) プロジェクトチーム検討会開催経過

	日時	区分	議題
第1回	令和2(2020)年 10月20日	計画 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 検討作業の流れの確認について 次期事務事業編の枠組みの確認について 算定整理した各施設の排出量及び削減見通しの確認について 取組体系の検討について
第2回	令和3(2021)年 6月30日	計画 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 第四次昭島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(素案)について 庁内パブリックコメントの実施について
第3回	令和3(2021)年 9月27日	計画 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 庁内パブリックコメントの結果について

(2) 昭島市地球温暖化対策庁内推進委員会及び本部の開催経過

	日時	議題
第1回	委員会：令和2(2020)年8月19日 本 部：令和2(2020)年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定について プロジェクトチームについて
第2回	委員会：令和2(2020)年12月14日 本 部：令和2(2020)年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> 次期事務事業編の枠組みの確認について 取組体系の検討・取組内容の確認について 今後のスケジュールについて
体制を変更し、新たに地球温暖化対策庁内推進副総括者(副市長・教育長)を設置し、地球温暖化対策庁内推進委員会を地球温暖化対策庁内推進本部に繰り上げた。		
第3回	本 部：令和3(2021)年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> 第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定について
第4回	本 部：令和3(2021)年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> 第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(素案)について
第5回	本 部：令和3(2021)年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 庁内パブリックコメントの結果について

(3) 庁内パブリックコメントの結果

- ① 意見を募集した期間：令和3（2021）年8月2日～8月31日
- ② 意見を提出した職員の数：6人
- ③ 寄せられた意見の数：18件（15項目）
- ④ 意見の内容：次のとおり

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	回答
1	4	③東京都の動向	下から7行目に「さらに」とあるが、気候危機の状況の深刻化が「ゼロエミッション東京戦略」を策定している理由なのではないか。 また、新型コロナの猛威は関係ないのではないか。このあたりを整理すると、「～中で、～中、～」という言葉のダブリも解消されるのではないか。	ご意見を受けて、修正しました。 なお、新型コロナウイルス感染症と気候危機の二つの危機に対する認識から、新たな「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」の策定につながっています。
2	6	(1) 第三次計画に基づく温室効果ガス総排出量 本文1行目	第三次昭島市地球温暖化対策実行計画（以下、「第三次第三次計画」といいます。）は、「第三次計画」に修正した方がよいのではないか。	ご意見を受けて、修正しました。
3	「（以下、「第三次第三次計画」といいます。）」部分の第三次が重複している。			
4	12	1 削減目標（1）設定の考え方	P12に記載の環境基本計画の目標と目標年度は同じものの、基準とする年度が異なっているが、内容として齟齬がないか。	ご意見を受けて、「②本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策の基準年度に合わせ、平成25（2013）年度とします。」を追記しました。
5	18	(1) 省エネ活動の実践 ①空調機器の使用 「新たな感染症に対応する視点から、外気の導入や換気の励行など、室内温度の調整を図ります。」	①「新たな感染症に対応する視点から、外気の導入や換気の励行など、室内温度の調整を図ります。」は、「新たな感染症に対応する視点から、外気の導入や換気を行いながら、室内温度の調整を図ります。」に修正した方がよいのではないか。	ご意見を受けて、「外気の導入や換気の励行等、新たな感染症への対策を行いながら、室内温度の調整を図ります。」に修正しました。
6	コロナ対策ではなくて、省エネ活動の実践を記載する箇所なので、「外気の導入や換気の励行など新たな感染症対策を行いつつ、室内温度の調整を図ります。」のように修正した方がよいのではないか。			
7	本庁舎会議室の空調機器は、スターオフィスに入力された会議室予約状況を集中監視室の委託職員が確認し、稼働する時間を決定している。最近、会議室を急遽使用しなくなった、または会議等が早く終わった際に、予約画面での取消・変更を行わず、また集中監視室や管財係にその旨の連絡がないため、無駄に空調機器を稼働することが多くなっている（その逆に、予約画面に入力せずに会議室を利用しようとしたため、空調が稼働されていないことも発生している）。取組内容に「スターオフィスで予約の入力を行った会議		コンター内建築物の航空機騒音対策に限らず、市の主な公共施設は十分な換気設備を要しているため、「（本庁舎及び主な公共施設は、十分な換気設備を要しているため、不要な窓の開放をさせません）」に修正しました。 また、ご意見を受けて、「・スターオフィスで予約の入力を行った会議室は、使用時間の変更等があった場合、平日時間内は管財係、それ以外は集中監視室に連絡します。また、変更した内容をスター	

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	回答
			室については、使用する当日に使用時間の変更等があった場合、平日時間内は管財係、それ以外は集中監視室に連絡する。また、変更した内容についてスターオフィスへ入力する」旨を追記することができるか。 本庁舎内の空調は、窓を開けない方が格段に効率は良くなる。また、航空機騒音対策として窓を開けないことを前提として設計しているため、本庁舎（及び他のコンター内建築物）に関しては窓を開ける行為に対する励行を控えていただきたい。なお、本庁舎の換気は機械にて十分に行われているため、感染症対策として窓を開ける必要はない（空気環境測定にて確認済）。	オフィスに入力します。」を追記しました。
8	18	(1) 省エネ活動の実践 ④OA機器等の使用 「パソコンは、90分以上使用しない時は、主電源を切ります。」	現在のリモートワーク環境では、外部からパソコンの立上げはできないので、どう対応するかについて情報推進課と相談し、「勤務のない日が2日以上続く場合は、～ 待機電力の削減に努めます。」など、先を見越した表現にできないか。	職員課、情報推進課でテレワークに関するガイドライン等を策定中です。5年後に予定している、本計画の中間見直しで対応します。
9	19	(2) 3R活動の実践 ①ごみの排出抑制 「マイ箸を使用してごみの減量に努めます。」	(P19)の⑤プラスチックの使用抑制に記載はされているが、①ごみの排出抑制でもマイ箸だけではなく「マイボトルやエコバッグ」を追記してはどうか。	ご意見を受けて、追記しました。
10	19	(2) 3R活動の実践 ②ごみの分別と資源化 「庁舎内で発生した廃棄物について、巻末資料の「本庁舎における事務室の廃棄物の分・排出方法」の手順を順守し、また、昭島市ごみ分別アプリをダウンロードし、分別を徹底します。」	平成31年度に本庁舎において一般及び産業廃棄物の収集運搬処分委託を開始した際、「家庭ごみ」と「一般及び産業廃棄物」の排出方法には一部異なる部分があると環境部に確認した経過がある。そのため、ごみの捨て方について別途の手順書が記載されていると思うが、「分別アプリ」は家庭ごみ以外の排出方法に対応しているか、確認が必要であると考えます。	ご意見を受けて、「業務から発生したごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令により適正に処理します。なお、本庁舎内で発生したごみは、【参考】の「昭島市役所本庁舎 ごみの捨て方について（契約管財課管財係）」の手順により適正に処理します。」に修正しました。
11	19	(2) 3R活動の実践 ②ごみの分別と資源化 「古着・古布等は回収ボックスに入れリサイクルに努めます。」	制服及び作業着について、平成31年度に制服等は回収不可と環境部に確認しているが、古着として回収ボックスに入れることは可能か。可能になったのであればその旨を記載した方がよいのではないか。	ご意見を受けて、「汚れたり破れたりしていない古着・古布等（名前、校章、社章等の個人情報が入っていない制服、作業服を含む）」を追記しました。
12	20	(2) 3R活動の実践 ⑦食品ロスの削減 「職員は、食べきれぬ量を注文したり、商品棚の手前から商品を購入して賞味期限切れ食品の廃棄を減らしたりして、食品ロスの削減に努めます。」	「職員は、食べきれぬ量を～」について、事務事業編は基本的に職員向けに作っていて、他ではあえて「職員は」と記載していないので、「職員は、」の文言は削除したほうがよいのではないか。	ご意見を受けて、修正しました。

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	回答
13	21	(4) グリーン購入 ②グリーン購入 「コピー用紙は古紙配合率70%以上白色度70%程度のものを購入する。」	現在各課で購入している「森の町内会」について、白色度が80%であり、70%になると、80%と比較し、明らかにグレー又は青みかかった色になる。総合評価やFSC製品を評価する方法もあるのではないかと。	ご意見を受けて、昭島市グリーン購入ガイドラインに合わせ、「コピー用紙(カラー用紙を除く)は、グリーン購入法で定められる総合評価値が80以上のものを購入します。」に修正しました。
14	21	(4) グリーン購入 ②グリーン購入 語尾	語尾の「購入する」、「つける」、「伝達する」は他の表現と統一し、「購入します」、「つけます」、「伝達します」に修正した方がよいのではないかと。	ご意見を受けて、修正しました。
15	22	(1) 設備・建物の適切な維持管理 ⑦公用車	電気自動車等だけではなく、昭島市の立地(広さ)から、国や都の補助金を活用し、電動バイク(原付)や電動自転車の導入・活用についても検討してはどうか。電動バイク等を導入した場合の良い点として、訪問先の駐車場の心配がいない、狭い道などにも入れる等がある。雨の日の移動に課題はあるが、CO ₂ の削減について、電気自動車よりもさらにエコであると考えらる。	公用車の保有状況等は部署により異なるため、補助金等を注視し、各課で検討をお願いします。
16	23	(2) 施設の新築、改修等における環境配慮 ①温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入等 「業務用空調機器、業務用冷蔵機器及び冷凍機器の新設・更新時等は、ノンフロン機や低GWP機器の導入に努めます。」	「低GWP機器」とは一般的か、GWPの説明が必要ではないかと。	ご意見を受けて、低GWP機器「(地球温暖化係数が低い冷媒を使用した)」を追記しました。
17	25	1 推進体制	本計画は、オール昭島で取組む内容と理解する。推進体制はEMSと準拠しているが、現在、全ての職場がEMSのサイトとなっているか。	EMSのサイトは、昭島市環境マネジメントシステムマニュアルの適用範囲のとおりとなっています。環境マネジメントシステムの全庁的な導入を目指し、適用範囲の拡大を行っています。
18	28	2 職員の意識啓発等	この実行計画がすごく良い計画(内容)なので、EMS通信やEMSでの研修だけではなく、全職員を対象にした研修等を行い、取組内容を周知徹底し、より実効性のある取組みを行なうことについて記載してはどうか。	本計画は、事業者としての市役所が、2050年カーボンニュートラルに向け、2030年カーボンハーフを実現するために職員が取り組む実行計画となっています。最大限に取り組んで初めて実現できる、非常に厳しい目標であると認識しているため、計画策定後、説明会、研修等を開催し、取組内容の周知徹底を図ります。併せて、例年4月にEMS担当、新任職員向けに開催するEMS説明会の研修内容に含めるとともに、説明会資料をスターオフィスのキャビネットに格納します。

(4) 環境審議会からの意見

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	回答
1	15	③再エネ電力利用割合の増加の必要性	先日再エネ電力を作るコストが大分下がったとの報道があった。そういう意味では、再エネ100%に切り替える期間が短くなっているのではないかと。	再エネ電力のコストの部分だが、確かに新聞で原子力よりも安いという報道があった。その報道等を受けて計画に反映させるかということのところだが、創電にかかるコストが下がったというところは非常に喜ばしいところである。 一方で市が実施するとなると、用地の関係や、例えば自宅から遠ければよいが目の前だと困るといった声もあり、そういったところの調整が難しい。自分たちが事業者として設置するコスト面が下がってすぐ増やせるかということそれは難しく、期間が短くなるということではない。ただ、調達のコストも下がればよいと思っている。それによって公共施設で購入する電気が再エネ化すればよいと思っているが、一方でどの自治体も同じような考え方である。 カーボンハーフ、カーボンニュートラルに国全体が舵を切っているの、今後は再エネ電力の取り合いになるというのが懸念されている。今年1割増位の金額で購入できた電気が、コストが下がったというニュースはあるが、数年後は需要と供給のバランスから買い手が多ければどんどん価格上昇してしまうところがある。そういったところから、2030年のはかなりチャレンジングな目標だと思う。
2	23	②ヒートアイランド、暑熱対策の導入	公共施設からヒートアイランド現象を抑えていくというところで、松原町コミュニティセンターは施設が緑で覆われているが、市内の公共施設ではどういった取組が行われているのかお聞きしたい。	「昭島市の環境」の中で、校庭芝生化や雨水利用等について記載している。
3	20	③コピー機及び印刷機の使用	ペーパーレス化を図るために内部会議の開催通知などはグループウェアを活用するとあるが、これ以外の取組はあるのか。	ここに記載しているのは基本的なところなので、引き続き実施している。また、テレワークを市としても取り組んでいかなければならない中で、環境整備を行っている。共用のパソコンが増えることで、会議時に印刷する必要がなくなる等、検討を進めている。
4	23	(1) 公共施設での再生可能エネルギーの積極的な活用	再エネ電力割合増加の方策として、調達と創エネがあった。以前、長野県飯田市にそれらを組み合わせた取組について話を聞きに行ったことがある。そこでは市民が設立した企業が市民ファンドで広く出資を募り、それをもとに公共施設の屋根に太陽光パネルを設置し「発電所」として運営していた。この取組の最新状況は把握していないが、他のやり方を先進的な地域から学んで、取り入れていくのがよいのではないかと考えた。	計画を作って終わりにするつもりはない。各地域や自治体で色々な取組が行われているので、情報収集してよいものは取り入れていきたい。

(5) プロジェクトチームリスト

(令和2〔2020〕年度～令和3〔2021〕年度)

分野	所属	氏名
プログラム策定	総務部防災課	荒井 貴久
	市民部産業活性課	加茂 信行
	都市整備部建築課	櫻井 健太
	都市整備部下水道課	桔梗 雅史 (令和2〔2020〕年度)
	都市整備部下水道課	橋本 和也 (令和3〔2021〕年度)
計画書策定	企画部企画政策課	森田 晃
	総務部契約管財課	杉山 雄太
	保健福祉部健康課	原田 千尋 (令和2〔2020〕年度)
	保健福祉部健康課	矢野 智之 (令和3〔2021〕年度)
	子ども家庭部女性活躍支援担当	青木 久美
	環境部ごみ対策課	小谷野 善和
	都市整備部建設課	原島 大輔 (令和2〔2020〕年度)
	都市整備部建設課	金子 政義 (令和3〔2021〕年度)
	水道部業務課	松山 泰明
	学校教育部庶務課	川村 匡平
	生涯学習部社会教育課	加藤 惣一郎 (令和2〔2020〕年度)
生涯学習部社会教育課	川崎 佳人 (令和3〔2021〕年度)	

用語説明

用語	説明
アイドリングストップ	自動車の停車時にエンジンを止めること。燃料消費を抑え、排気ガスを削減し地球温暖化防止につながる。
エコドライブ	環境に配慮した自動車運転方法。アイドリングをしない、スムーズに加速・減速するなど、燃料消費量が少ない運転をすることで、二酸化炭素の排出を低減できる。
SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals の略) のことで、17 のゴール、169 のターゲットから構成され、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
屋上緑化	建築物の断熱性能の向上によるエネルギー消費の低減や景観の向上、ヒートアイランド現象対策、大気汚染物質の吸着などを目的に、屋根や屋上に植物を植え、緑化すること。
温室効果ガス	大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から輻射される赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
カーボン・オフセット	温室効果ガスの削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等 (クレジット) を購入すること。または、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部または一部を埋め合わせること。
カーボンクォータ ー2030 (カーボンクォータ・トゥエンティ ー・サーティ)	COP26 閉幕会議での「決定的な 10 年間」という言葉のとおり、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、2030 年カーボンハーフは必ず実現しなければならない課題であり、市が、率先して脱炭素化に向けた取組・行動を実現していくため、事務事業に伴う温室効果ガス排出量について 75%削減することとする昭島市発の挑戦的な目標。
環境マネジメント システム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」という。このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。
3R (スリー・アール)	3R は、「Reduce (リデュース) 発生抑制」「Reuse (リユース) 再使用」「Recycle (リサイクル) 再生利用」の 3 つの R の総称。3R には、「Refuse (リフューズ) 断る：ごみになるものを断ること」「Repair (リペア) 修理：ものを修理して使うこと」など循環型社会を目指す、さまざまな取組を含む。
省エネルギー	石油・ガス・電力など、産業や生活において資源やエネルギーを効率的に利用すること。

用語	説明
生物多様性	<p>一般的には、多様な生物が存在していることをいう。</p> <p>生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する。</p>
太陽光発電(システム)	<p>「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。</p>
地球温暖化	<p>地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼす恐れがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加であり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。</p>
PDCAサイクル (ピー・ディー・シー・エー・サイクル)	<p>品質改善や、業務改善活動などで広く活用されるマネジメント手法のひとつ。「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの。</p>
パリ協定	<p>平成 27 (2015) 年 12 月にフランス・パリで開催された COP21 で、世界約 200 か国が合意して成立した。平成 9 (1997) 年に定まった京都議定書の後を継ぎ、国際社会全体で温暖化対策を進めていくための礎となる条約で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている。</p>
ヒートアイランド現象	<p>地表面の舗装化や冷暖房等の人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて異常な高温を示す現象。</p> <p>都市部における平均気温の上昇や熱帯夜の増加、局地的な集中豪雨をもたらす。都市の気温について等温線を描き入れると、都市の中心部ほど周辺部より気温が高くなっており、都市中心部の等温線がちょうど島のような形をしていることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれるようになった。</p>

昭島市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

「カーボンクォーター2030」の実現に向けて

発行 : 昭島市

令和4年3月

担当課 : 環境部環境課

TEL 042-544-5111 (代表)